



平成18年6月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ハ)第44号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成18年5月1日

判 決

富山市 [Redacted]

原 告

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

近 藤 光 玉

東京都目黒区三田一丁目6番21号

被 告

GEコンシューマー・ファイナンス株式会社

同代表者代表取締役

熊 谷 昭 彦

同訴訟代理人弁護士

吉 井 昭

同

檜 山 洋 子

同

久 保 田 有 子

同

宮 藤 幸 一

同

崔 博 明

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1,278,521円及びうち978,047円に
対する平成17年12月29日から支払済みまで年6%の割合による金員を
支払え。
- 2 被告は、原告に対し、200,000円及びこれに対する平成18年1月
27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを7分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担
とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、原告に対し、1, 278, 593円及びうち978, 058円に対する平成17年12月29日から支払済みまで年6%の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告に対し、400, 000円及びこれに対する平成18年1月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、①貸金業者である被告に支払った借入金の利息ないし遅延損害金のうち、利息制限法に基づく制限利率を超える部分を元本に充当すると、元本額を超えて過払いしていることになり、また、被告はそのことについて悪意であったと主張して、過払金の受益者である被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金978, 058円の返還を求めるとともに、これに対する平成17年12月28日までの商事法定利率年6%の割合による利息300, 535円及び同月29日から支払済みまで同じく年6%の割合による利息の支払、②原被告間の取引履歴についての被告の開示義務違反による不法行為に基づき、下記損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日である平成18年1月27日から支払済みまでの履行遅滞による民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

記

適時に債務整理ができなかったことによる精神的苦痛に対する慰謝料

300, 000円

本件訴訟を提起するために要した弁護士費用

100, 000円

1 前提となる事実（証拠を掲げない事実は、争わないか又は弁論の全趣旨により認められる。）

- (1) 被告は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者である。
- (2) 原被告間で行われた金銭消費貸借取引は、リボルビング方式であり、基本契約に基づき、限度額内で何回も借入れ、返済を繰り返すものである。
- そして、原被告間には、別紙計算書記載の借入れ及び返済の金銭消費貸借取引（以下「本件金銭消費貸借取引」という。）が存在する。
- (3)ア 原告は、債務整理を目的として、平成17年10月21日ころ、被告に対し、同月31日を期限として原被告間の全取引履歴の開示を求めた（1回目（甲1））ところ、被告富山駅前支店では、同月24日ころ、原告に対し、貸付残高、利息額、延滞損害金額及び保留金額を開示し、今後は東京の被告会社法務集中サービスセンターに直接、連絡、交渉等してほしい旨回答した（甲15）。
- イ 原告は、平成17年10月26日ころ、被告に対し、同月31日を期限として原被告間の全取引履歴の開示を求めた（2回目（甲2））ところ、被告は、同年11月8日ころ、原告に対し、平成10年10月1日から平成17年4月5日までの取引履歴を開示し、取引履歴全部の開示を希望するときは、さらに連絡をくれるよう、そうすれば、十営業日ほどで送付できる旨等回答した（甲3）。
- ウ 原告は、平成17年11月8日ころ、被告に対し、原被告間の全取引履歴の開示を求めた（3回目（甲4））ところ、被告は、同年12月5日、原告に対し、平成5年10月7日から平成17年4月5日までの原被告間の取引履歴を開示し、平成5年9月以前のデータは保有しておらず、一部の顧客については、同データの一部を外部倉庫で保管していることがまれにあるので、同データの存否確認及び開示の要望があれば、さらに連絡をくれるよう、そうすれば、三十営業日ほどで送付できる旨等回答した（甲5）。

上記開示された取引履歴の冒頭の取引日平成5年10月7日の欄には、同日の貸付けが100,000円、それ以前の貸付残高との合計額が176,818円、利率32.85～36.50との記載がある。

エ 原告は、平成17年12月6日ころ、被告に対し、原被告間の最初からの取引履歴の開示及び最初の借入時の申込書等の書類の送付を求めた（4回目（甲6））ところ、被告は、これに応じなかった（甲7）。

オ 原告は、平成17年12月12日ころ、被告に対し、上記エで求めたのと同内容の請求をした（5回目（甲7））が、被告は、これに応じなかった。

カ 原告は、平成17年12月28日、本件訴訟を提起した。

2 争点及び当事者の主張の要旨

(1) みなし弁済の成否

（被告の主張）

被告は、顧客との金銭消費貸借取引において、店頭取引、ATM取引とも、顧客に対し、貸金業法17条1項及び18条1項所定の各書面を交付し、また、被告使用のATMの融資プロセス画面及び返済プロセス画面は、貸金業法43条1項のみなし弁済（以下「みなし弁済」という。）の成立に何らの支障のないものである。

本件金銭消費貸借取引においても、上記同様であり、みなし弁済が成立する。

（原告の主張）

争う。

原被告間のリボルビング方式の基本契約書では、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済額」の記載がなく、貸金業法17条1項所定の書面の交付があったと認められないから、同法43条1項の規定の適用要件を欠いている。

(2) 悪意の受益者か否か及び悪意のときの利息の利率

(原告の主張)

ア 被告は、利息制限法所定の利率を超える約定利率で、原告に貸付けを行い、利息を受領していたのであるから、同法所定の利率に従って元本充当計算をすると、同貸付けが返済によって消滅し、過払いであることを知っていた。

イ 被告の過払金返還債務は、貸金業者による貸付けと弁済の受領という商行為に起因し、商行為により生じた債務に準ずるものであること、被告が貸金業者として原告からの受領金をその営業のために使用していたことなどから、過払金返還債務についての利息の利率は商事法定利率年6%とすべきである。

(被告の主張)

ア 本件金銭消費貸借取引につき、みなし弁済が成立しないとしても、被告は、利息ないし遅延損害金の収受について、みなし弁済が成立しないことを認識していないので、悪意の受益者にはあたらない。

イ 過払いによる不当利得返還請求権は、法律の規定によって発生する民事上の債権であり、商行為たる行為によって生じた債権又はこれに準ずるものでない。

また、不当利得返還請求権は、利得者が法律上の原因なくして保有している利得を、損失者に対し、損失者の受けた損失の限度で返還することを内容とするものであり、同様に不当利得返還請求権に対する利息請求権も、損失者の受けた損失の限度の損害を回復させるためのものであるから、商人でない損失者の原告が、本件利得を運用することによって取得することができた利益は民法所定の年5%の割合によるべきである。

(3) 原告の被告からの新たな借入れ時に、原告の既発生過払金債権を同借入金債務に充当することの可否

(被告の主張)

原告が利息制限法所定の利率を超える利息ないし遅延損害金を支払ったことによって生じた過払金は、民法491条の規定により、当然、当該過払金債権が発生した当時残存する借入金債務に弁済充当されるが、同過払金債権が発生した後の原告の被告からの借入金債務には弁済充当されることはなく、同過払金債権はそのまま残存する。

(4) 平成5年10月6日以前の前被告間の取引経過についての主張立証責任の所在

(原告の主張)

ある時点における貸金残元本の存在を主張する者は、具体的な取引経過を主張する中で、同残元本額を立証する責任があるから、被告は、100,000円を貸し付けた平成5年10月7日当時、原告に対する76,818円の貸付残元金があったと主張するなら、被告にその立証責任がある。

(被告の主張)

過払金返還請求訴訟において、過払金額を基礎づける取引経過についての主張立証責任は原告にあるから、平成5年10月6日以前の前被告間の取引経過についての主張立証責任は原告にある。

(5) 平成7年12月28日以前に発生した不当利得返還請求権についての消滅時効の成否

(被告の主張)

被告は、原告に対し、平成7年12月28日以前に発生した原告の被告に対する過払金返還請求権について、平成18年3月24日の本件弁論準備手続期日において、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(原告の主張)

前被告間の基本契約に基づき発生した過払金は、その後の借入金債務に順次充当されるので、過払金返還請求権の消滅時効は、取引終了日から進

行する。したがって、消滅時効は未だ完成しない。

また、本件金銭消費貸借取引において、過払金が発生したのは、平成9年10月1日であり、同日を基準としても、原告の被告に対する過払金債権の消滅時効は完成していない。

(6) 平成5年9月以前の原被告間の取引履歴の保存の有無

(被告の主張)

ア 被告は、平成14年春ころ、保存データの流出の危険を回避し、管理コストの削減を図るため、取引履歴の保管期間に関する運用規則の策定に取りかかり、貸金業法や商法等関係法令を十分検討し、近畿財務局にも相談し貸金業法上の問題の指摘もなかったことから、同保管期間を10年定め、平成15年1月から、10年を経過した取引履歴は消去する運用を開始した。

イ 被告が、長期間の保存が可能なカセットテープ等の形で保管している取引履歴に関する情報は、①顧客が被告とオンラインで取引を行った際のログ情報のうち、入出金の取引データなどの更新系のデータであるユーザー・ロギング・ファイル（以下「ULF」という。）、②当月10日、20日及び末日時点での顧客の残高状態を示すもの（以下「残高マスター」という。）及び③1年単位で管理される顧客の取引履歴情報（以下「履歴マスター」という。）の3種類が存在する。

ウ ULFと残高マスターは、それぞれ2本のカセットテープが作成され、そのうち1本は、毎月末に、管理委託先の倉庫業者株式会社ワンビシアーカイブズ（以下「ワンビシアーカイブズ」という。）に引き渡されて保管され、1本は被告会社のデータセンター（以下「LIセンター」という。）に保管されていた。履歴マスターのカセットテープは、1本のみ作成され、LIセンターに保管されていた。

エ 被告は、平成15年1月14日、ワンビシアーカイブズとの間で、デ

ータデリート処理業務委託契約を締結し、同契約に基づき、ワンビシアーカイブズは、平成15年1月から同年9月までに被告から廃棄依頼があったワンビシアーカイブズ保管分の平成5年9月以前のULF及び残高マスターのカセットテープにつき、物理的に粉碎する方法ですべて消去した。

オ 被告は、LIセンターで保管していた平成5年9月以前のULF、残高マスター及び履歴マスターのカセットテープにつき、イレイザーという機械により磁気情報を消去した上で、物理的に粉碎するか又は上書きすることにより消去作業を行った。

カ ULFと残高マスターについては、カセットテープの他に、LIセンター内に保管されているVSMという大容量のハードディスクにも、一旦保存されるが、それは常に13か月を経過すると順次自動的に消去されるようにプログラムされている。

履歴マスターについても、カセットテープの他、上記VSMにも保存されていたが、カセットテープを処理したのと同時に、上書きの方法によりすべてのデータを消去した。

キ ところが、被告は、平成15年10月、金融庁担当官から、貸金業施行規則17条に定める「最終の返済期日（または債権の消滅した日）」に関する見解に接し、これを尊重し、同月、消去作業を一旦停止し、同月以降の取引履歴を保存することに変更した。

(原告の主張)

被告が、平成5年9月以前の取引履歴を消去したとの主張は信用できない。

被告は、多数の顧客から過払金返還請求訴訟を提起され、同訴訟において、貸付け及び返済の具体的経過及び額が争点となっており、10年以上前の取引履歴を保存しておく必要があるにもかかわらず、わざわざ、手

間や経費をかけて、10年を経過するごとに、同取引履歴を消去等することの必要性や合理性は認められない。また、被告は、他の事件で、自動消去方法を主張をするなど、本件における主張と矛盾する主張をしている。さらに、多くの裁判所では、被告が平成5年9月以前の取引履歴を所持していないとの主張を認めていない。

(7) 開示義務違反の有無

(原告の主張)

ア 貸金業者である被告には、債務者である原告代理人弁護士から取引履歴の開示を求められた場合、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随的義務として、信義則上、業務帳簿等に基づいて、直ちに、取引履歴を開示する義務がある。

そして、貸金業者の取引履歴開示義務は、開示までの期間や開示態様によって、その存否が決められるものではない。

ところが、被告は、開示請求後1週間もあれば、容易に、コンピュータで管理している取引履歴を開示することができるにもかかわらず、速やかに開示しなかった。このような被告の態度に正当理由はなく、開示拒否と評価すべきである。

イ 被告は平成5年9月以前の取引履歴を開示していない。

仮に被告が平成5年9月以前の取引履歴についての保存データを消去したとしても、貸金業者である被告の負担する開示義務は、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随的義務として、信義則上認められるのであるから、同開示義務はなくなるものでない。そして、取引履歴の開示義務を負った被告が開示できないことによる不利益は、いかなる理由があっても被告自身が負担する。

(被告の主張)

被告は、本件訴訟提起前から、順次、原被告間の取引履歴を開示し、取

引履歴の開示請求を受けた日から1か月余り後には、保存していた平成5年10月以降の取引履歴すべてを開示し、開示義務を履行した。

(8) 損害及び因果関係の有無

(被告の主張)

ア 精神的損害について

(ア) 原告の受けたという精神的損害は金銭的評価に値しない。

(イ) 仮に、原告の受けたという精神的損害が金銭的評価に値するものであっても、被告の取引履歴の開示が遅れたこととの因果関係がなく、原告の債務整理が遅れたことの原因は、原告が、原被告間の金銭消費貸借取引について、被告から受け取った契約書、領収書等の契約資料を自ら廃棄したことにある。

(ウ) 原告が被ったという精神的苦痛の内容は、原告本人による陳述を待たなければ明らかになるものでなく、客観的事実のみの主張立証によっては、原告の精神的苦痛の有無や金銭的評価等の事実認定をすることはできない。

イ 本訴提起の弁護士費用について

被告は、原告の本件訴訟提起前に、開示可能な全取引履歴を速やかに開示しているため、本件訴訟の提起は必ずしも必要であったといえず、本訴提起の弁護士費用については、被告の行為との間に因果関係がなく、そもそも、被告による不法行為がない。

(原告の主張)

ア 取引履歴不開示による慰謝料及び本訴提起弁護士費用は、個別事情を捨象して定型的に判断できる事柄であり、原告本人尋問の必要はない。

イ 被告は、取引不開示による慰謝料請求権を否定し、平成5年9月以前の取引履歴を開示しない被告の態度よりすると、被告に対する本訴請求の必要性は当然ある。

第3 争点に対する判断

1 上記争点(1)（みなし弁済の成否）について

被告は、本件金銭消費貸借取引における個々の貸付け、返済について、貸金業法17条1項及び18条1項所定の各書面の内容等の具体的事実を主張立証していないから、みなし弁済の成立を認めることはできない。

2 上記争点(2)（悪意の受益者か否か及び悪意のときの利息の利率）について

(1) 悪意の受益者か否か

ア 金銭消費貸借契約の貸主は、借主からの返済金が元金額を超え過払いであることを知っているときは、悪意の受益者となる。

そして、貸金業者である貸主が、利息制限法所定の利率を超える利率で、借主に貸し付けかつ利息ないし遅延損害金を受領していたときは、同利率を超えて受領した利息ないし遅延損害金を順次元金に充当していけば、同貸主としては、当然、過払金が発生するとの認識があるのが通常であるから、同貸主において、みなし弁済が成立すると信じたことに合理的な理由があると認めるに足りる特段の事情がない限り、過払金が発生する時点で過払いであるとの認識があった悪意の受益者と推認するのが相当である。

イ 本件金銭消費貸借取引において、貸金業を営む被告は、利息制限法所定の利率を超える利率で、原告に貸し付けかつ利息ないし損害金を受領していたことに争いが無い。

そして、被告は、上記第2、2、(1)のとおり、みなし弁済が成立すると主張し、加えて、みなし弁済が成立しないことを認識していなかったと主張するにすぎず、それらをもっては、本件金銭消費貸借取引において、上記特段の事情を認めるに足りないから、貸金業者である被告は、当該過払金発生日から過払いであるとの認識があった悪意の受益者と認められ、発生した過払金に対する利息の支払義務がある。

(2) 悪意のときの利息の利率

ア 上記利息の利率は、法定利率年5%を原則とする。しかし、利得の変動が相対的、実質的に不公平なものであるとき、当事者間の均衡を図ることが不法利得制度の趣旨であるから、利息の利率についても、運用利益を利得者の下に残さないことによって、初めて当事者間の均衡が図られると解され、利得者において、利得を営業に利用したような場合には、商事利率6%とするのが相当である。

イ 本件の場合、利得者である被告が商人であり、かつ、貸金業者としてその利得物（金銭）を営業のために利用し収益をあげていることは明らかであるから、上記利息の利率は、商事利率年6%とするのが相当である。

3 上記争点(3)（原告の被告からの新たな借入れ時に、原告の既発生過払金債権を同借入金債務に充当することの可否）について

証拠（甲5、乙1）及び弁論の全趣旨によれば、本件金銭消費貸借取引は、借入れ及び返済が繰り返された一連の取引と認められるところ、同取引においては、以前の借入れに対し利息制限法所定の利率を超える利息ないし遅延損害金を支払ったことによって発生した過払金は、特段の事情のない限り、民法489条、491条の規定に従って、その時点に存在する借入金債務に充当され、また、その後発生した借入金債務のうち当該過払金分に相当する元本分について、貸主が借主から利息を取得できるというのは公平に反するから、同債務にも順次充当して計算すべきである。そして、その際、過払金に利息が加算されるときは、同様に当事者間の公平の観点から、同利息をも含めて、上記借入金債務へ充当計算する方法が相当と認められる。

4 上記争点(4)（平成5年10月6日以前の原被告間の取引経過についての主張立証責任の所在）について

不当利得に基づく利得金返還請求において、原告の損失、被告の利得、両

者間の因果関係，被告の利得が法律上の原因がないことについての主張立証責任は原告にある。

本件で，被告との間の平成5年10月7日以降の金銭消費貸借取引において生じた過払金の返還を求める原告としては，同日以降の取引経過につき主張立証しなければならず，かつ，それで足りる。

したがって，原告には，平成5年10月6日以前の原被告間の金銭消費貸借取引についての主張立証責任はなく，もし，被告が原告との間で，同取引に基づく残元金等の債権が存在するとして，原告請求の過払金額について争うならば，被告において，同債権の存在につき主張立証しなければならない。

ところが，本件では，被告は，原告に対する上記76,818円の債権の存在について主張しないし，仮に同主張があったとしても，利息制限法所定の利率を超える利率で貸付けを行っていたことが推認される原被告間の平成5年10月6日以前の金銭消費貸借取引において，被告が，原告に対し，100,000円を貸し付けた同月7日当時，開示された取引履歴（甲5）に，元金残高76,818円の記載があったとしても，同金銭消費貸借取引の具体的内容が明らかでないから，被告の原告に対する同額の債権の存在を認めるに足りない。

5 上記争点(5)（平成7年12月28日以前に発生した不当利得返還請求権についての消滅時効の成否）について

別紙計算書によると，本件金銭消費貸借取引において，原告の被告に対する過払金返還請求権が発生したのは，原告主張のとおり，平成9年10月1日と認められる。

したがって，過払金請求債権の消滅時効起算日がいつであるかについて判断をするまでもなく，本件では，平成7年12月28日以前に，原告の被告に対する過払金返還請求権が発生していないから，同請求権についての消滅時効を援用する意思表示したとの被告の主張は失当である。

以上によれば、原告の被告に対する過払金額及び利息額は、別紙計算書のとおりとなる（過払金978,047円、平成17年12月28日現在の利息300,474円）。

6 上記争点(6)（平成5年9月以前の原被告間の取引履歴の保存の有無）について

(1) 貸金業者には、貸金業法19条及び同法施行規則16条、17条等により、債務者である顧客との取引履歴を記載した業務帳簿の備付け及び3年間の保存義務が課せられているから、同保存期間が経過したとしても、一旦存在した同帳簿については、滅失、廃棄等した具体的事実についての主張立証がなされない限り、保存期間経過後も、保存が継続されていると推認するのが相当である。

(2) 証拠（乙19, 20, 21の1～10, 22の1～9, 23～25）及び弁論の全趣旨によれば、被告が作成、保存するULF、残高マスター及び履歴マスターの各カセットテープは、顧客との取引履歴を記録された上記業務帳簿に該当すること、被告は、平成5年9月以前の取引履歴を記録したULF、残高マスター及び履歴マスターの各カセットテープをLIセンター及びワンビシアーカイズにおいて保管していたこと（ただし、ワンビシアーカイズでの保管はULF、残高マスターの各カセットテープのみである。）、ワンビシアーカイズにおいて保管していた同取引履歴を記録した各カセットテープが廃棄処分されたことを認めることができる。しかし、LIセンターにおいて、平成5年10月以降のULF、残高マスター及び履歴マスターの各カセットテープを保管していることは認められるものの、同センターで保管されていた同年9月以前のULF、残高マスター及び履歴マスターの各カセットテープが消去されたことを認めるに足りる証拠がない。

したがって、LIセンターで保管していた平成5年9月以前のULF、

残高マスター及び履歴マスターの各カセットテープについては、未だ保管が継続されていると認めるのが相当である。

7 上記争点(7)（開示義務違反の有無）について

- (1) 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴を開示しないときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するというべきである（最高裁平成17年7月19日第三小法廷判決）。

そして、債務者からの開示要求に対し、貸金業者がこれを1度でも拒絶すれば、違法性が発生すると解するのが相当である。

- (3) 前記前提となる事実及び上記6で認定した事実によれば、債務整理を目的とし、当初から一貫して、全取引履歴の速やかな開示を求めていた原告に対し、一度に全取引履歴を開示することなく、何度も開示要求させて、都度部分的な開示をするという被告の対応は、開示なき部分について、開示拒絶をしたに等しいものと認めるのが相当である。また、被告は、平成5年9月以前の取引履歴について、まったく、開示しておらず、被告は、開示要求を拒絶したものと認めるのが相当である。

そして、本件では、原告の開示要求に濫用にわたると認められるなど特段の事情が認められない。

よって、被告による上記行為は違法である。

8 上記争点(8)（損害及び因果関係の有無）について

- (1) 慰謝料

前記前提となる事実及び上記6で認定した事実によれば、被告は、原告

からの開示要求に対し、平成5年10月以降の取引履歴については、10日余りの日数で、同年9月以前の取引履歴については、30日余りの日数で開示できたこと、原告は、被告に対し、原告の平成17年10月21日ころから同年12月12日ころまでの約52日間に5回もの全取引履歴の開示要求をしたが、被告は、原告から、3度目の開示要求があった後、1回目の同要求日から40日余り後に、ようやく、平成5年10月までの取引履歴を開示し、その後さらに2回の開示要求を受けたにもかかわらず、同年9月以前の取引履歴の開示に応じていないことが認められる。その結果、原告が、平成17年12月28日、本訴提起に至っており、原告において、遅くとも平成17年10月21日ころには債務整理に着手しているにもかかわらず、適時に債務整理を完遂できず、長期間不安定な状態に置かれ、相当な精神的苦痛を受けたものと認められる。それに対する慰謝料としては、150,000円と認めるのが相当である。

なお、原被告間の金銭消費貸借取引において、仮に、原告が、被告から受け取った契約書、領収書等の契約資料を自ら廃棄したとしても、上記のとおり、被告には、原告の債務整理が遅れたことの原因を認めることができる。

(2) 弁護士費用

一般私人が法律の専門家である弁護士に訴訟の遂行を依頼することは通常のことであり、その際に費用を要することも当然であるから、被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害としては、50,000円と認めるのが相当である。

9 以上のとおり、原告の本訴請求は主文掲記の限度で理由がある。

なお、仮執行免脱の宣言については、相当でないからこれを付さないこととする。

富 山 簡 易 裁 判 所

裁 判 官

山 田 孝 哉

計 算 書

NO.	支払(借)日	支払(借)額	年利(%)	日数	利息	元金充当	残元金	利息始期	利息終期
1	1993/10/7	-100,000	18	0	0	-100,000	100,000		
2	1993/11/2	10,000	18	26	1,282	8,718	91,282	H05.10.07	H05.11.01
3	1993/11/30	10,000	18	28	1,260	8,740	82,542	H05.11.02	H05.11.29
4	1993/12/30	10,000	18	30	1,221	8,779	73,763	H05.11.30	H05.12.29
5	1994/1/31	10,000	18	32	1,164	8,836	64,927	H05.12.30	H06.01.30
6	1994/3/31	10,000	18	31	992	9,008	55,919	H06.01.31	H06.03.02
7	1994/4/1	10,000	18	29	799	9,201	46,718	H06.03.03	H06.03.31
8	1994/5/2	10,000	18	31	714	9,286	37,432	H06.04.01	H06.05.01
9	1994/5/10	-50,000	18	8	147	-50,000	87,432	H06.05.02	H06.05.09
10	1994/6/1	10,000	18	22	1,095	8,905	78,527	H06.05.10	H06.05.31
11	1994/7/1	10,000	18	30	1,161	8,839	69,688	H06.06.01	H06.06.30
12	1994/8/1	10,000	18	31	1,065	8,935	60,753	H06.07.01	H06.07.31
13	1994/8/18	-50,000	18	17	509	-50,000	110,753	H06.08.01	H06.08.17
14	1994/8/26	-100,000	18	8	945	-100,000	210,753	H06.08.18	H06.08.25
15	1994/8/28	-150,000	18	2	1,152	-150,000	360,753	H06.08.26	H06.08.27
16	1994/8/29	-28,000	18	1	1,329	-28,000	388,753	H06.08.28	H06.08.28
17	1994/9/1	15,000	18	3	1,904	13,096	375,657	H06.08.29	H06.08.31
18	1994/10/3	15,000	18	32	5,928	9,072	366,585	H06.09.01	H06.10.02
19	1994/11/1	15,000	18	29	5,242	9,758	356,827	H06.10.03	H06.10.31
20	1994/12/1	20,000	18	30	5,279	14,721	342,106	H06.11.01	H06.11.30
21	1994/12/30	20,000	18	29	4,892	15,108	326,998	H06.12.01	H06.12.29
22	1995/1/31	25,000	18	32	5,160	19,840	307,158	H06.12.30	H07.01.30
23	1995/2/24	-30,000	18	24	3,635	-30,000	337,158	H07.01.31	H07.02.23
24	1995/2/28	25,000	18	4	4,300	20,700	316,458	H07.02.24	H07.02.27
25	1995/3/31	25,000	18	31	4,837	20,163	296,295	H07.02.28	H07.03.30
26	1995/4/28	30,000	18	28	4,091	25,909	270,386	H07.03.31	H07.04.27
27	1995/6/1	20,000	18	34	4,533	15,467	254,919	H07.04.28	H07.05.31
28	1995/6/30	20,000	18	29	3,645	16,355	238,564	H07.06.01	H07.06.29
29	1995/7/13	-60,000	18	13	1,529	-60,000	298,564	H07.06.30	H07.07.12
30	1995/7/31	25,000	18	18	4,179	20,821	277,743	H07.07.13	H07.07.30
31	1995/9/1	25,000	18	32	4,383	20,617	257,126	H07.07.31	H07.08.31
32	1995/9/7	-28,000	18	6	760	-28,000	285,126	H07.09.01	H07.09.06
33	1995/9/29	25,000	18	22	3,853	21,147	263,979	H07.09.07	H07.09.28
34	1995/10/31	25,000	18	32	4,165	20,835	243,144	H07.09.29	H07.10.30
35	1995/11/30	20,000	18	30	3,597	16,403	226,741	H07.10.31	H07.11.29
36	1995/12/29	15,000	18	29	3,242	11,758	214,983	H07.11.30	H07.12.28
37	1995/12/31	0	18	2	212	0	214,983	H07.12.29	H07.12.30
38	1996/1/1	-1	18	1	317	-1	214,984	H07.12.31	H07.12.31
39	1996/1/31	15,000	18	30	3,488	11,512	203,472	H08.01.01	H08.01.30
40	1996/2/29	20,000	18	29	2,901	17,099	186,373	H08.01.31	H08.02.28
41	1996/3/24	-40,000	18	24	2,199	-40,000	226,373	H08.02.29	H08.03.23
42	1996/3/29	25,000	18	5	2,755	22,245	204,128	H08.03.24	H08.03.28
43	1996/4/30	20,000	18	32	3,212	16,788	187,340	H08.03.29	H08.04.29
44	1996/5/11	-21,000	18	11	1,013	-21,000	208,340	H08.04.30	H08.05.10
45	1996/5/31	25,000	18	20	3,062	21,938	186,402	H08.05.11	H08.05.30
46	1996/6/28	25,000	18	28	2,566	22,434	163,968	H08.05.31	H08.06.27
47	1996/7/31	25,000	18	33	2,661	22,339	141,629	H08.06.28	H08.07.30
48	1996/8/25	-30,000	18	25	1,741	-30,000	171,629	H08.07.31	H08.08.24
49	1996/8/30	23,000	18	5	2,163	20,837	150,792	H08.08.25	H08.08.29
50	1996/9/30	20,000	18	31	2,298	17,702	133,090	H08.08.30	H08.09.29
51	1996/10/31	25,000	18	31	2,029	22,971	110,119	H08.09.30	H08.10.30
52	1996/11/29	15,000	18	29	1,570	13,430	96,689	H08.10.31	H08.11.28
53	1997/1/1	0	18	33	1,573	0	96,689	H08.11.29	H08.12.31
54	1997/1/6	24,000	18	5	1,811	22,189	74,500	H09.01.01	H09.01.05
55	1997/1/31	23,000	18	25	918	22,082	52,418	H09.01.06	H09.01.30
56	1997/2/28	20,000	18	28	723	19,277	33,141	H09.01.31	H09.02.27
57	1997/3/4	-60,000	18	4	65	-60,000	93,141	H09.02.28	H09.03.03
58	1997/4/1	25,000	18	28	1,351	23,649	69,492	H09.03.04	H09.03.31
59	1997/5/1	25,000	18	30	1,028	23,972	45,520	H09.04.01	H09.04.30
60	1997/5/30	25,000	18	29	650	24,350	21,170	H09.05.01	H09.05.29
61	1997/7/1	20,000	18	32	334	19,666	1,504	H09.05.30	H09.06.30
62	1997/7/12	-49,000	18	11	8	-49,000	50,504	H09.07.01	H09.07.11
63	1997/7/31	25,000	18	19	481	24,519	25,985	H09.07.12	H09.07.30
64	1997/8/29	23,000	18	29	371	22,629	3,356	H09.07.31	H09.08.28
65	1997/9/13	-20,000	18	15	24	-20,000	23,356	H09.08.29	H09.09.12
66	1997/10/1	25,000	18	18	231	24,769	-1,413	H09.09.13	H09.09.30
67	1997/10/31	23,000	6	30	-6	23,000	-24,413	H09.10.01	H09.10.30
68	1997/11/4	-20,000	6	4	-22	-19,978	-4,435	H09.10.31	H09.11.03

69	1997	12	1	23,000	6	27	-19	23,000	-27,435	H09.11.04	H09.11.30
70	1997	12	30	23,000	6	29	-149	23,000	-50,435	H09.12.01	H09.12.29
71	1998	1	30	23,000	6	31	-406	23,000	-73,435	H09.12.30	H10.01.29
72	1998	2	27	20,000	6	28	-744	20,000	-93,435	H10.01.30	H10.02.26
73	1998	3	31	20,000	6	32	-1,235	20,000	-113,435	H10.02.27	H10.03.30
74	1998	4	30	20,000	6	30	-1,794	20,000	-133,435	H10.03.31	H10.04.29
75	1998	6	1	20,000	6	32	-2,495	20,000	-153,435	H10.04.30	H10.05.31
76	1998	6	30	20,000	6	29	-3,226	20,000	-173,435	H10.06.01	H10.06.29
77	1998	7	30	20,000	6	30	-4,081	20,000	-193,435	H10.06.30	H10.07.29
78	1998	8	31	20,000	6	32	-5,098	20,000	-213,435	H10.07.30	H10.08.30
79	1998	10	1	15,000	6	31	-6,185	15,000	-228,435	H10.08.31	H10.09.30
80	1998	11	2	20,000	6	32	-7,386	20,000	-248,435	H10.10.01	H10.11.01
81	1998	12	2	20,000	6	30	-8,611	20,000	-268,435	H10.11.02	H10.12.01
82	1998	12	2	392,510	6	0	-8,611	392,510	-660,945		
83	1998	12	2	-392,510	6	0	-8,611	-383,899	-277,046		
84	1999	1	4	18,000	6	33	-1,502	18,000	-295,046	H10.12.02	H11.01.03
85	1999	2	2	18,000	6	29	-2,908	18,000	-313,046	H11.01.04	H11.02.01
86	1999	3	3	18,000	6	29	-4,400	18,000	-331,046	H11.02.02	H11.03.02
87	1999	4	2	18,000	6	30	-6,032	18,000	-349,046	H11.03.03	H11.04.01
88	1999	5	6	10,000	6	34	-7,982	10,000	-359,046	H11.04.02	H11.05.05
89	1999	6	1	16,000	6	26	-9,516	16,000	-375,046	H11.05.06	H11.05.31
90	1999	7	2	13,000	6	31	-11,427	13,000	-388,046	H11.06.01	H11.07.01
91	1999	8	2	15,000	6	31	-13,404	15,000	-403,046	H11.07.02	H11.08.01
92	1999	9	1	15,000	6	30	-15,391	15,000	-418,046	H11.08.02	H11.08.31
93	1999	10	1	12,000	6	30	-17,452	12,000	-430,046	H11.09.01	H11.09.30
94	1999	11	1	10,000	6	31	-19,643	10,000	-440,046	H11.10.01	H11.10.31
95	1999	12	1	12,000	6	30	-21,813	12,000	-452,046	H11.11.01	H11.11.30
96	1999	12	31	0	6	30	-24,042	0	-452,046	H11.12.01	H11.12.30
97	2000	1	1	0	6	1	-24,116	0	-452,046	H11.12.31	H11.12.31
98	2000	1	4	10,000	6	3	-24,338	10,000	-462,046	H12.01.01	H12.01.03
99	2000	2	2	10,000	6	29	-26,534	10,000	-472,046	H12.01.04	H12.02.01
100	2000	3	1	10,000	6	28	-28,700	10,000	-482,046	H12.02.02	H12.02.29
101	2000	4	3	10,000	6	33	-31,307	10,000	-492,046	H12.03.01	H12.04.02
102	2000	5	2	10,000	6	29	-33,646	10,000	-502,046	H12.04.03	H12.05.01
103	2000	6	2	10,000	6	31	-36,197	10,000	-512,046	H12.05.02	H12.06.01
104	2000	7	3	10,000	6	31	-38,799	10,000	-522,046	H12.06.02	H12.07.02
105	2000	8	4	10,000	6	32	-41,537	10,000	-532,046	H12.07.03	H12.08.03
106	2000	9	4	10,000	6	31	-44,240	10,000	-542,046	H12.08.04	H12.09.03
107	2000	10	3	10,000	6	29	-46,816	10,000	-552,046	H12.09.04	H12.10.02
108	2000	11	6	10,000	6	34	-49,892	10,000	-562,046	H12.10.03	H12.11.05
109	2000	12	1	10,000	6	25	-52,195	10,000	-572,046	H12.11.06	H12.11.30
110	2000	12	29	10,000	6	28	-54,820	10,000	-582,046	H12.12.01	H12.12.28
111	2000	12	31	0	6	2	-55,010	0	-582,046	H12.12.29	H12.12.30
112	2001	1	1	1	6	1	-55,105	1	-582,047	H12.12.31	H12.12.31
113	2001	2	5	10,000	6	35	-58,453	10,000	-592,047	H13.01.01	H13.02.04
114	2001	3	2	10,000	6	25	-60,886	10,000	-602,047	H13.02.05	H13.03.01
115	2001	4	5	10,000	6	34	-64,250	10,000	-612,047	H13.03.02	H13.04.04
116	2001	5	7	10,000	6	32	-67,469	10,000	-622,047	H13.04.05	H13.05.06
117	2001	6	4	7,000	6	28	-70,332	7,000	-629,047	H13.05.07	H13.06.03
118	2001	7	2	10,000	6	28	-73,227	10,000	-639,047	H13.06.04	H13.07.01
119	2001	8	3	10,000	6	32	-76,588	10,000	-649,047	H13.07.02	H13.08.02
120	2001	9	3	10,000	6	31	-79,895	10,000	-659,047	H13.08.03	H13.09.02
121	2001	10	4	7,000	6	31	-83,253	7,000	-666,047	H13.09.03	H13.10.03
122	2001	11	5	10,000	6	32	-86,756	10,000	-676,047	H13.10.04	H13.11.04
123	2001	12	3	10,000	6	28	-89,867	10,000	-686,047	H13.11.05	H13.12.02
124	2002	1	4	10,000	6	32	-93,475	10,000	-696,047	H13.12.03	H14.01.03
125	2002	2	4	8,000	6	31	-97,021	8,000	-704,047	H14.01.04	H14.02.03
126	2002	3	4	10,000	6	28	-100,261	10,000	-714,047	H14.02.04	H14.03.03
127	2002	4	1	10,000	6	28	-103,547	10,000	-724,047	H14.03.04	H14.03.31
128	2002	5	1	10,000	6	30	-107,117	10,000	-734,047	H14.04.01	H14.04.30
129	2002	6	3	5,000	6	33	-111,098	5,000	-739,047	H14.05.01	H14.06.02
130	2002	6	5	3,000	6	2	-111,340	3,000	-742,047	H14.06.03	H14.06.04
131	2002	7	3	8,000	6	28	-114,755	8,000	-750,047	H14.06.05	H14.07.02
132	2002	8	2	8,000	6	30	-118,453	8,000	-758,047	H14.07.03	H14.08.01
133	2002	9	3	8,000	6	32	-122,440	8,000	-766,047	H14.08.02	H14.09.02
134	2002	10	9	10,000	6	36	-126,973	10,000	-776,047	H14.09.03	H14.10.08
135	2002	11	7	8,000	6	29	-130,672	8,000	-784,047	H14.10.09	H14.11.06
136	2002	12	10	7,000	6	33	-134,925	7,000	-791,047	H14.11.07	H14.12.09
137	2003	1	4	5,000	6	25	-138,175	5,000	-796,047	H14.12.10	H15.01.03

138	2003	2	4	6,000	6	31	-142,231	6,000	-802,047	H15.01.04; H15.02.03
139	2003	3	4	6,000	6	28	-145,922	6,000	-808,047	H15.02.04; H15.03.03
140	2003	4	4	5,000	6	31	-150,039	5,000	-813,047	H15.03.04; H15.04.03
141	2003	4	10	3,000	6	6	-150,840	3,000	-816,047	H15.04.04; H15.04.09
142	2003	5	6	6,000	6	26	-154,327	6,000	-822,047	H15.04.10; H15.05.05
143	2003	6	3	6,000	6	28	-158,110	6,000	-828,047	H15.05.06; H15.06.02
144	2003	8	5	13,000	6	63	-166,685	13,000	-841,047	H15.06.03; H15.08.04
145	2003	9	4	7,000	6	30	-170,832	7,000	-848,047	H15.08.05; H15.09.03
146	2003	10	6	7,000	6	32	-175,292	7,000	-855,047	H15.09.04; H15.10.05
147	2003	11	10	11,000	6	35	-180,211	11,000	-866,047	H15.10.06; H15.11.09
148	2003	12	3	7,000	6	23	-183,485	7,000	-873,047	H15.11.10; H15.12.02
149	2003	12	31	0	6	28	-187,503	0	-873,047	H15.12.03; H15.12.30
150	2004	1	1	0	6	1	-187,646	0	-873,047	H15.12.31; H15.12.31
151	2004	1	5	7,000	6	4	-188,218	7,000	-880,047	H16.01.01; H16.01.04
152	2004	2	12	7,000	6	38	-193,700	7,000	-887,047	H16.01.05; H16.02.11
153	2004	3	9	6,000	6	26	-197,480	6,000	-893,047	H16.02.12; H16.03.08
154	2004	4	5	6,000	6	27	-201,432	6,000	-899,047	H16.03.09; H16.04.04
155	2004	5	6	6,000	6	31	-206,000	6,000	-905,047	H16.04.05; H16.05.05
156	2004	6	7	6,500	6	32	-210,747	6,500	-911,547	H16.05.06; H16.06.06
157	2004	7	5	6,500	6	28	-214,931	6,500	-918,047	H16.06.07; H16.07.04
158	2004	8	5	6,000	6	31	-219,596	6,000	-924,047	H16.07.05; H16.08.04
159	2004	9	6	7,000	6	32	-224,443	7,000	-931,047	H16.08.05; H16.09.05
160	2004	10	5	7,000	6	29	-228,869	7,000	-938,047	H16.09.06; H16.10.04
161	2004	11	4	7,000	6	30	-233,482	7,000	-945,047	H16.10.05; H16.11.03
162	2004	12	6	7,000	6	32	-238,439	7,000	-952,047	H16.11.04; H16.12.05
163	2004	12	31	0	6	25	-242,340	0	-952,047	H16.12.06; H16.12.30
164	2005	1	1	0	6	1	-242,496	0	-952,047	H16.12.31; H16.12.31
165	2005	1	6	6,000	6	5	-243,278	6,000	-958,047	H17.01.01; H17.01.05
166	2005	2	7	7,000	6	32	-248,317	7,000	-965,047	H17.01.06; H17.02.06
167	2005	3	7	6,000	6	28	-252,758	6,000	-971,047	H17.02.07; H17.03.06
168	2005	4	5	7,000	6	29	-257,387	7,000	-978,047	H17.03.07; H17.04.04
169	2005	12	29	0	6	268	-300,474	0	-978,047	H17.04.05; H17.12.28

(注意)

- 「支払(借)額」欄の正の数字は返済額を、負の数字は借入額を示す(ただし、同欄「1996.1.1」の「-1」は、直前返済日から3日間で計算をすところ、2日と1日で、同欄「2001.1.1」の「1」は、直前返済日から3日間で計算をすところ、2日と1日で、それぞれ分けて計算したことて生じた誤差額を調整したものである)。
- 1円未満は切捨て処理とする。

これは正本である。

平成 18年 6月 5日

富山簡易裁判所

裁判所書記官 山 寄 康

